

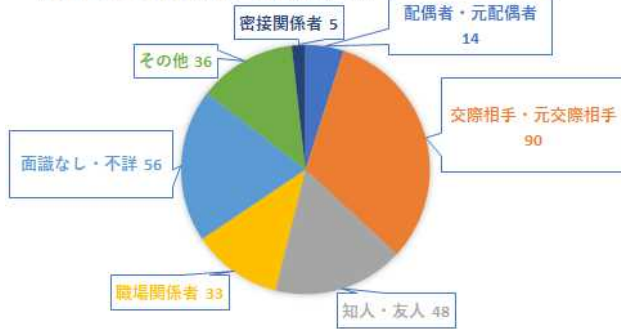
【令和7年中におけるストーカー事案の取扱状況（県内）】

1 ストーカー事案の認知状況

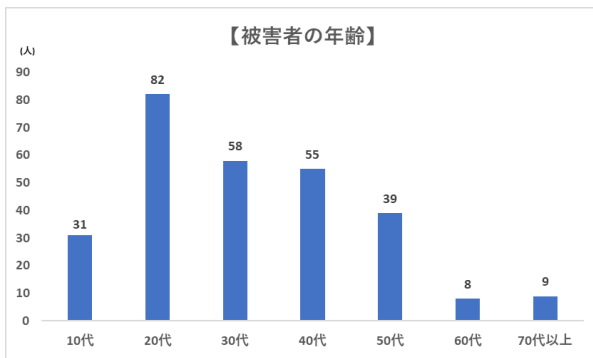
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
受理事案数	300件	291件	311件	255件	282件

2 ストーカー事案の分析

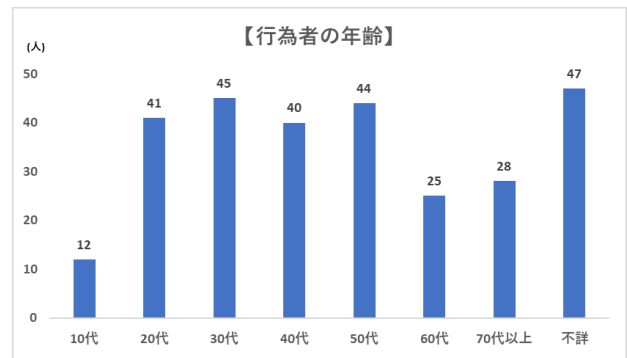
【被害者と行為者の関係】 (人)



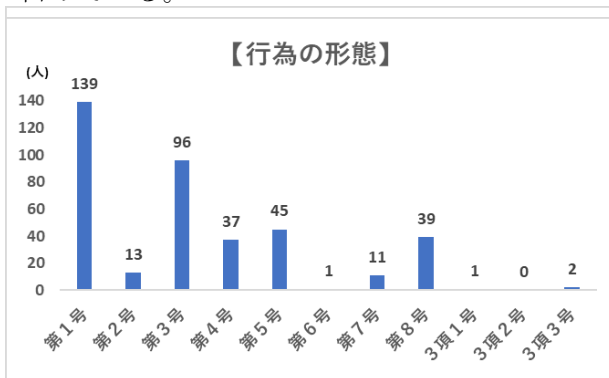
- 配偶者（元含む）及び交際相手（元含む）が、全体の約37%を占めており、別れ話のもつれからストーカー事案に発展するケースが多い。



- 20代が82人と最も多く、全体の約29%を占めている。



- 幅広い年齢層に渡っている。



- ※ 第1項第1号が全体の約36%を占めている。
- ※ 同一の事案で複数の号に該当する場合は、重複計上している。
- ※ 項目は下記一覧を参照。

ストーカー規制法第2条第1項「つきまとい行為」	
第1号	つきまとい、待ち伏せ、住居等や現に所在する場所への押しかけ、見張り等
第2号	行動を監視していると思わせるような事項の告知等
第3号	面会、交際その他の義務のないことを行うよう要求
第4号	著しく粗野又は乱暴な言動
第5号	無言電話、連続しての電話・電子メール・手紙・ファクシミリ送信・SNS
第6号	汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
第7号	名誉を害する事項の告知等
第8号	性的羞恥心を害する事項の告知等
ストーカー規制法第2条第3項「位置情報無承諾取得等」	
第1号	相手の承諾を得ないでGPS機器等を用いて位置情報を取得する行為
第2号	相手の承諾を得ないで紛失防止タグを用いて位置情報を取得する行為
第3号	相手の承諾を得ないでGPS機器等や紛失防止タグを取り付ける行為等

3 ストーカー事案に対する対応

(1) ストーカー規制法の適用

区 分	件 数	前 年 比
警告	12件	+5件
禁止命令	49件	-5件
ストーカー規制法違反検挙	21件	+1件
被害者への援助（110番登録など）	249件	+3件

(2) ストーカー規制法以外の対応

区 分	件 数	前 年 比
刑法犯等による検挙	23件	+7件
行為者への指導警告	213件	+18件

※ 上記措置のほかにも、パトロール、関係機関への連絡、防犯機器の貸出し等の措置を実施している。